

山口県報

平成23年
4月12日
(火曜日)

目次

告示	六
平成二十三年地籍調査事業計画(地域政策課)	一
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	二
公有水面の埋立ての免許(港湾課)	三
道路の位置の指定(二件)(建築指導課)	四
包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)	四
公告	四
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	四
契約の締結(水産振興課)	四
基本測量の実施の終了(監理課)	五
公共測量の実施の終了(監理課)	五
宇部都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	五
雑報	五
県報の正誤(平成二十三年三月三十一日山口県告示第百五十五号)	六
山口県告示第百七十二号	六
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定による平成二十三年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。	六



平成二十三年四月十二日

山口県知事 二井 関成

一 地籍調査を行う者の名称

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、美祢市、周南市及び山陽小野田市

二 調査地域

下関市彦島江の浦町三丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目、彦島江の浦町八丁目、菊川町大字上保木、菊川町大字下保木、豊田町大字今出及び豊北町大字田耕

宇部市大字榎小野及び大字船木

山口市江崎、仁保下郷、秋穂東、小郡上郷、小郡金堀町及び阿東生雲中

萩市大字椿東及び大井

防府市大字久兼

下松市大字切山、大字来巻、大字河内、東和一丁目及び東和二丁目

岩国市周東町祖生、錦町宇佐郷及び錦町須川

長門市仙崎、俵山、東深川、深川湯本及び日置上

美祢市大嶺町東分、東厚保町山中、美東町赤、美東町大田及び美東町長田

周南市大字湯野及び大字鹿野下

山陽小野田市大字小野田

三 調査期間

平成二十三年四月十二日から平成二十四年三月三十一日まで

山口県告示第百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年四月十二日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

油谷河原土地改良区

認可年月日

平成二三、四、四

山口県告示第百七十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十三年四月十二日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一工区

萩市大島字川ノ上四〇九の一八地先公有水面

2 第二工区

萩市大島字川ノ上四〇九の一八に沿接する堤から同字三八五の三に至る土地の地先公有水面

3 第三工区

萩市大島字東川地五の五から同字一〇五の一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一工区

次の1の地点から9の地点までを順次結んだ線、9の地点と10の地点を結ぶ平成二十二年秋分の満潮位(D・L.+〇・八三メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面とB防波堤との境界線及び1の地点と10の地点を結ぶ平成七年十一月十七日付け指令港湾第五三三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L.+〇・九八メートル)に囲まれた区域

2 第二工区

次の11の地点と12の地点を結んだ線、12の地点と13の地点を結ぶ昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第一四七号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線、13の地点と14の地点を結ぶ満潮位における公有水面とC防波堤との境界線及び11の地点と14の地点を結ぶ満潮位における公有水面とD護岸との境界線に囲まれた区域

3 第三工区

次の15の地点と16の地点を結んだ線、16の地点と17の地点を結ぶ昭和六十一年三月十一日付け指令港湾第八六一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L.+一・〇〇メートル)、17の地点と18の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、18の地点と19の地点を結ぶ昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第四八四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境

界線、19の地点と20の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、20の地点と21の地点を結ぶ昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第一四二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線及び15の地点と21の地点を結ぶ昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第四八四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線に囲まれた区域

1の地点 大島C護岸東端部に設置した基準点(北緯三四度二九分二三・八二四秒東経一三一度二分三〇・八五六秒)(以下「基準点」という。)から

六八度一四分〇三秒三六八・二四メートルの地点

2の地点 1の地点から二五七度〇五分五九秒二八・八〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一六七度〇五分五九秒二・六〇メートルの地点

4の地点 3の地点から二五七度〇五分五九秒一・二〇メートルの地点

5の地点 4の地点から三四七度〇五分五九秒一四・六〇メートルの地点

6の地点 5の地点から二五七度〇五分五九秒六七・二〇メートルの地点

7の地点 6の地点から一六七度〇五分五九秒二・六〇メートルの地点

8の地点 7の地点から二五七度〇五分五九秒二・八〇メートルの地点

9の地点 8の地点から三四七度〇五分五九秒一〇・〇〇メートルの地点

10の地点 9の地点から七七度〇五分五九秒一〇〇・〇〇メートルの地点

11の地点 基準点から六五度二九分三七秒三九九・四九メートルの地点

12の地点 11の地点から三四七度二五分三六秒三七・三八メートルの地点

13の地点 12の地点から七〇度〇九分五〇秒一五・五一メートルの地点

14の地点 13の地点から一三五度三分四八秒四五・〇三メートルの地点

15の地点 基準点から二九度〇九分〇一秒一三九・五八メートルの地点

16の地点 15の地点から二二九度一〇分一八秒六一・一四メートルの地点

17の地点 16の地点から二六度五三分一九秒一八・二〇メートルの地点

18の地点 17の地点から一六度〇三分〇七秒八・九八メートルの地点

19の地点 18の地点から三三八度〇二分〇二秒一一・〇三メートルの地点

20の地点 19の地点から三一三度五〇分一一秒一四・〇二メートルの地点

21の地点 20の地点から五七度三四分三八秒三四・八五メートルの地点

(三) 面積

1 第一工区

一、一一〇・四〇平方メートル

2 第二工区

一、一一二〇・七八平方メートル

3 第三工区

一、二二七・八三平方メートル
 二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

1 第一工区

萩市大島字川ノ上四〇九の一八及び同地に沿接する堤地内並びに同地先公有水面

2 第二工区

萩市大島字川ノ上三八五の三、三八五の四及び四〇九の一八、同字四〇九の一七に沿接する堤並びに同字四〇九の一八に沿接する堤地内並びに同字四〇九の一八に沿接する堤から同字三八五の三に至る土地の地先公有水面

3 第三工区

萩市大島字東川地五の二、五の四、五の五、一〇四の二から一〇四の四まで及び一〇五の一、同市大島字沖手一一の一並びに同市大島字東川地五の四から同字五の二までに沿接する堤地内並びに同市大島字東川地五の四から同市大島字沖手一一の一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一工区

次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線に囲まれた区域

2 第二工区

次の⑤の地点から⑫の地点までを順次結んだ線及び⑤の地点と⑫の地点を結んだ線に囲まれた区域

3 第三工区

次の⑬の地点から⑲の地点までを順次結んだ線及び⑬の地点と⑲の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から八九度二分〇三秒二一八・七〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から三四七度〇五分五九秒二二三・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から七七度〇六分一六秒一六〇・〇四メートルの地点

④の地点 ③の地点から一六七度〇七分五三秒一二二・九九メートルの地点

⑤の地点 基準点から六六度二分四四秒三八〇・四八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三四七度〇七分五三秒七・一一メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二五七度〇四分五四秒八二・五八メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三四七度二分三六秒五七・七三メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から八三度四分三〇秒一〇〇・二六メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から七〇度一七分〇八秒一八・六一メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一三四度〇六分五七秒五一・四二メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一六六度三五分五四秒一二・三九メートルの地点

⑬の地点 基準点から五一度二分五三秒五七・二八メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三一九度一〇分一八秒五〇・〇〇メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から二六度四三分四〇秒二七・九六メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一七度三一分三六秒一五・一九メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から二九八度四八分〇五秒二四・二二メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から四七度五八分一八秒五八・七四メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から一三八度五八分二九秒九二・五八メートルの地点

(三) 面積

1 第一工区

一九、六八一・五七平方メートル

2 第二工区

七、二六四・二四平方メートル

3 第三工区

七、〇〇七・三八平方メートル

三 埋立地の用途

漁港施設用地

四 免許を受けた者

萩市大字江向五二〇番地

萩市

萩市長 野村 興兒

五 免許の年月日

平成二十三年三月三十日

山口県告示第七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市望町四丁目一三三の一九、一一三三の二〇、一一三三の二一及び一一三三の一九地先	四・〇	七九・一	三三七・四〇
光市三井六丁目五二九の九	四・〇	二九・〇	一一一・二四

山口県告示第七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年四月十二日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字厚狭字今市一三五七の四及び一三五七の四地先	六・〇	五六・五	三四六・三四

山口県告示第七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十三年四月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十三年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

- 天羽 満則 岩国市昭和町一丁目一〇番一〇号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
各月ごとの概算払



(九四) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の内容
市町名 施行地区 事業の種類
萩市 九箱地区 ため池の整備
- 二 縦覧の期間
平成二十三年四月十三日から同年五月二日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(九五) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十三年四月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県水産研究センター 長門市仙崎二八六番地の三
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
漁業調査船くるしおの定期検査業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十三年二月三日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号

六 契約金額
三千五百十五万九千九百円

七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の二第一項第八号に
該当するため

八 契約担当者
山口県水産研究センター所長 仲野 武二

(九六) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四條第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十三年四月十二日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(土地条件調査)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

平成二十二年六月一日から平成二十三年三月十八日まで

(九七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九條において準用する同法第十四條
第二項の規定により、山口地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の
通知がありました。

平成二十三年四月十二日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(登記所備付地図作成)

二 作業の地域

萩市大字椿東字越ヶ浜及び字奈古屋

三 作業の期間

平成二十二年七月一日から平成二十三年二月十八日まで

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

宇部市琴芝町一丁目、琴芝町二丁目、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、常盤
町一丁目及び常盤町二丁目

三 作業の期間

平成二十二年九月十三日から平成二十三年二月二十二日まで

(九八) 宇部都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一條第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画公園の変更に係る同法第十四條第一項
に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一條第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月十二日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画公園二・二・五十七萩原街区公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

平成二十三年四月十二日印刷
 平成二十三年四月十二日発行

発行人所

山口県知事庁

正誤

平成二十三年三月三十一日山口県告示第百五十五号(屋外広告物を表示し、又は屋外
 広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正)



五	ページ
下	段
六 七	行
地区 市古市・金谷。伝統的建造物群保存地区	誤
地区 市古市・金屋。伝統的建造物群保存地区	正